

さいたま市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布
する。

令和8年 7 月 1 日

さいたま市長

清水 邦人

さいたま市規則第 77 号

さいたま市市税条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市市税条例施行規則（平成 13 年さいたま市規則第 64 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																														
<u>（原動機付自転車等の標識の破壊の方法）</u> <u>第 16 条の 2 条例第 98 条第 5 項の規定による標識の破壊は、標識の表面から裏面に貫通する直径 25 ミリメートル以上の穴を開けることにより行うものとする。</u> 別表第 1（第 4 条関係） 1・2 [略] 3 固定資産税及び都市計画税 <table border="1"> <tr> <th>様式番号</th><th>名称</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>75</td><td><u>固定資産税改修特別特定建築物に係る減額申告書</u></td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table> 4～8 [略] 様式第 75 号（別表第 1 関係） [略] <u>固定資産税改修特別特定建築物に係る減額申告書</u> [略] <table border="1"> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>特別特定建築物の種類</td><td></td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table>	様式番号	名称	[略]		75	<u>固定資産税改修特別特定建築物に係る減額申告書</u>	[略]		[略]		[略]		[略]		特別特定建築物の種類		[略]		[略]		[略]		[略]		別表第 1（第 4 条関係） 1・2 [略] 3 固定資産税及び都市計画税 <table border="1"> <tr> <th>様式番号</th><th>名称</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>75</td><td><u>固定資産税改修実演芸術公演施設に係る減額申告書</u></td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table> 4～8 [略] 様式第 75 号（別表第 1 関係） [略] <u>固定資産税改修実演芸術公演施設に係る減額申告書</u> [略] <table border="1"> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>特別特定建築物の種類</td><td>劇場 ・ 演芸場 ・ 集会場 ・ 公会堂</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table>	様式番号	名称	[略]		75	<u>固定資産税改修実演芸術公演施設に係る減額申告書</u>	[略]		[略]		[略]		[略]		特別特定建築物の種類	劇場 ・ 演芸場 ・ 集会場 ・ 公会堂	[略]		[略]		[略]	
様式番号	名称																																														
[略]																																															
75	<u>固定資産税改修特別特定建築物に係る減額申告書</u>																																														
[略]																																															
[略]																																															
[略]																																															
[略]																																															
特別特定建築物の種類																																															
[略]																																															
[略]																																															
[略]																																															
[略]																																															
様式番号	名称																																														
[略]																																															
75	<u>固定資産税改修実演芸術公演施設に係る減額申告書</u>																																														
[略]																																															
[略]																																															
[略]																																															
[略]																																															
特別特定建築物の種類	劇場 ・ 演芸場 ・ 集会場 ・ 公会堂																																														
[略]																																															
[略]																																															
[略]																																															

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第16条の次に1条を加える改正は、令和8年8月3日から施行する。